

デジタルを活用した闇バイト加担防止対策事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下、「甲」という。)が発注するデジタルを活用した闇バイト加担防止対策事業業務を受託する者(以下、「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の目的

闇バイトに関する普及啓発は全国的に実施されている一方で、地域の実情に応じた啓発については、各都道府県等が主体となって取り組む必要がある。

今般、上三川町における強盗殺人事件など、若者が犯罪に加担する凶悪事件が連続発生し社会問題となっている。また、東京都新宿区における強盗未遂事件では本県高校生が逮捕されていることから、いわゆる「闇バイト」に若者が加担しない対策を緊急に行うこととした。

このため、県内在住者のうち特に闇バイトの実行役として狙われやすい、中高生及び若年層を主なターゲットとし、ターゲットの利用者が多く、闇バイトの勧誘にも利用されている媒体を活用した広報啓発を行うとともに、闇バイトや関連情報に関心を持ったターゲットへの水際対策として、注意喚起や相談窓口の案内を行うことで闇バイトへの加担を防止する。

2 委託契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月17日(水)まで

3 事業費

8,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内

4 業務内容

(1) 広告配信について

- ・ 広告の遷移先は下記栃木県警察本部ホームページ内のページとする。なお、甲の指示により変更する場合がある。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/yamibaito.html>

- ・ 配信媒体については、Google 広告および X 広告を含めたものとする。かつ、配信メニューについては検索広告、ディスプレイ広告、動画広告など、各メニューの特性を十分に考慮したうえで、県内の若者に対する啓発効果を最大化する配信設計を行うこと。なお、提案にあたっては、甲の意図および闇バイトへの加担リスクが高い対象者の心理状況(経済危機的状況、高収入願望、無知・誤認等)を十分に咀嚼し、広告効果が最適化されるよう、広告制作物及びキーワードも併せて提案すること。
- ・ 動画広告を実施する場合には、警察庁が制作した動画の提供は可能である。
- ・ 広告実施の際には、目的が達成されるような最適化ポイントを設定すること。
- ・ 広告配信時期は、令和8(2026)年11月～令和9(2027)年2月を基本とするが、詳細は甲と別途協議とする。
- ・ 広告の目標は、実施した全媒体の広告クリック数 60,000 回(Google Analytics 計測を正とする)を下限とし、且つ広告表示回数は X での表示回数について 250 万回を下限とした

うえで、広告媒体ごとの表示回数やサイト遷移数等のシミュレーションを明確に示すこと。

(2) 効果測定及び分析について

- ・広告媒体と Google Analytics から、ウェブサイト閲覧回数、広告の表示回数、クリック率、CV 数、CVR、CPA など媒体別・クリエイティブ別に計測し、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）等についてサイト誘導状況等进行分析しながら、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を甲と協議の上、実施すること。
- ・広告の実施状況を確認するための閲覧やウェブサイトの Google Analytics による状況確認等で得られる事業の成果指標全般について、甲が基本的な分析手法を理解するため、仕組み、操作、見解等についての説明を実施すること。
- ・広告配信開始2週間、それ以降は1ヶ月に1回以上のミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、毎月レポートを提出すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に当該報告書の電子ファイルを提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

7 成果物等

- (1) 提出物（電子データ）
 - ア 実績報告書（A4判）
 - イ 広告配信用に制作したクリエイティブ
- (2) 提出場所
栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 提出期限
令和9(2027)年3月12日（金）

8 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

9 留意事項

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 広告実施にあたっては、別紙2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。
- (4) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (5) 乙がウェブサイト記事等を作成するために、取材等により撮影したクリエイティブは、両者協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (7) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。